

第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次世代育成力の強化
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 若者の多様な交流と出会いの支援

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり
- 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し
- 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

第5章 具体的な施策の目標

※具体的な施策の「◎」項目は目標指標関係

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次世代育成力の強化

2 若者の自立と就労支援

3 若者の多様な交流と出会いの支援

1 次世代育成力の強化

現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会を提供し、地域全体で次世代育成力を強化することが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画による子育て等の教育・啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

(2) 男性の家事・子育て参加の促進

- ◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。

- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

(3) 子育て世帯との関わりや家族を持つことを考える機会の提供

- 次代を担う若者に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、子育て世帯との関わりや、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会の提供を支援します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6)	子育て支援課

2 若者の自立と就労支援

現状と課題

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った若者には、非正規雇用やニートなどの不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通して、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

(2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。

(3) 若年者等の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若年者等の総合的な雇用対策について検討・協議します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働き掛けます。

- ショブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ◎ 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

(4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02 県内大学新規卒業者の就職決定率 (全体)	97.9% (H30)	95.6%以上 (R6) <small>※リーマンショック前 最高水準を維持</small>	産業人材室
03 県内大学新規卒業者の就職決定率 (県内就職)	48.4% (H30)	増加 (R6)	産業人材室
04 若年無業者の進路決定者数	112人 (H30)	200人 (R6)	労政雇用課
05 産業技術専門校における就職率	88.6% (H30)	増 加 (R6)	労政雇用課

3 若者の多様な交流と出会いの支援

現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約7人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約9割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会を社会全体で提供していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 婚活に対する抵抗感の解消を図り、地域で婚活を支援する組織を育成するなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う機運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。

(2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、希望する人数の子どもを産み育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

(3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組 (H30)	1,800組 (R6)	子育て支援課

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

具体的な施策

(1) 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

(2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎ 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎ 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して

妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の実施を促進します。

(3) 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあることから、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいがある場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
07 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	89.4% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
08 全出生数中の低出生体重児の割合	9.45% (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
09 1歳6か月児健康診査の受診率	95.6% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
10 3歳児健康診査の受診率	95.7% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
11 むし歯のない3歳児の割合	80.1% (H30)	90%以上 (R6)	健康増進課

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、子育て世代包括支援センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組みを推奨します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
12 周産期死亡率（出生千対）	1.9 (H30) ※年次変動大	3.6 (R6)	健康増進課
13 新生児死亡率（出生千対）	0.3 (H30) ※年次変動大	0.9 (R6)	健康増進課
14 乳児死亡率（出生千対）	1.4 (H30)	1.4 (R6)	健康増進課

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

具体的な施策

（1）不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 心と体の健康センターに設置している不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

（2）不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
15 不妊専門相談開設日数	64日 (H30)	64日 (R6)	健康増進課

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

3 安心できる小児医療体制の整備

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化する中、子どもが将来に夢を持って健やかに成長できる環境を築くためには、地域社会全体で子どもを支援していく体制づくりが重要となっています。

このため、在宅の子育て家庭、ひとり親家庭、障がい児や医療的ケア児のいる家庭、多子世帯、多胎児世帯等へ配慮のもと、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

具体的な施策

（1）地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- ◎ 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- ◎ 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。

- 子どもの権利擁護のため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

(2) 身近な場所での子育て相談体制の充実

- ◎ 全ての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談を行います。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 愛媛県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- ◎ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。
- 身近な市町における児童虐待防止と支援メニューの充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
16 家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403 回 (H30)	469 回 (R6)	社会教育課
17 「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75 企業 (H30)	105 企業 (R6)	社会教育課
18 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371 件 (H30)	24,000 件 (R6)	子育て支援課
19 地域子育て支援拠点施設設置か所数	市町からの報告を踏まえ記入（精査中）		子育て支援課
20 子育て世代包括支援センター設置市町数	6 市町 (H30)	20 市町 (R6)	健康増進課

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

現状と課題

次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。

このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、一体となって相互に連携・協働しながら取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

（1）子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む機運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等における子どもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。
- 四国4県と経済団体が連携して少子化対策の検討・実施を行う「四国少子化対策推進委員会」等を通じ、四国4県の連携・協力による子育て世代を対象とした支援事業を推進していきます。
- ◎ 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- ◎ 県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、子どもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

（2）地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎ 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98% (H30)	98%以上 (R6)	子育て支援課

22	ファミリー・サポート・センターの 設置か所数	市町からの報告を踏まえ記入（精査中）		子育て支援課
23	「えひめのびのび子育て応援隊」 登録店舗数	2,182 件 (H30)	2,400 件 (R6)	子育て支援課

3 安心できる小児医療体制の整備

現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎ 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎ 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

(2) 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

(3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。【再掲】
- ◎ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障がい児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。【再掲】

(4) 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

(5) 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
24 小児救急輪番制の実施地域数	4 地域 (R1)	4 地域 (R6)	医療対策課
25 小児救急医療電話相談の実施日数	毎 日 (R1)	毎 日 (R6)	医療対策課
26 県内医療機関等における新生児マ スクリーニング検査の実施率	100% (H30)	100% (R6)	健康増進課

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実

2 放課後児童対策の充実

3 地域子ども・子育て支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳の子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。

このため、乳幼児期において、それぞれの施設・事業で幼児教育・保育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図っていくことが必要です。

具体的な施策

（1）教育・保育サービスの充実

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育

ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 教育と保育それぞれの長を活かしたサービスの提供

- ◎ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

(3) 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 認定こども園、公私立幼稚園、保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

(4) 幼児の小学校への円滑な接続

- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

(5) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
27 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用者数	市町からの報告を踏まえ 記入（精査中）		子育て支援課
28 延長保育の実利用者数			子育て支援課
29 一時預かり延べ利用者数			子育て支援課
30 病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数			子育て支援課
31 子育て支援員認定数			子育て支援課
32 学校関係者評価の実施率（公立）	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
33 私立幼稚園等における預かり保育実施園数	市町からの報告を踏まえ 記入（精査中）		子育て支援課
34 認定こども園の認可・認定数			子育て支援課

※29 一時預かりは、幼稚園における在園児を対象としたものを除き、トワイライトステイを含む。

2 放課後児童対策の充実

現状と課題

共働き家庭等が増加する中、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備が課題となっています。

また、次代を担う人材の育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要です。

このため、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の充実に加え、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

具体的な施策

(1) 放課後児童対策の総合的な推進

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(2) 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童支援員となるための研修や、従事者への専門研修を実施します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する研修を実施し、研修内容の充実に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
35 放課後児童クラブの登録児童数	市町からの報告を踏まえ記入（精査中）		子育て支援課
36 放課後子ども教室の設置数	122 か所 (R1)	137 か所 (R6)	社会教育課
37 放課後児童支援員認定数	1,120 人 (H30)	2,300 人 (R6)	子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は厳しいものとなっています。そのような中、虐待、貧困といった社会的支援を必要とする子どもや家族が増加しています。

このため、共働き家庭だけでなく全ての家庭が、身近な地域において様々な子育て支援が受けられる体制の整備を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

(2) 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- ◎ 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- ◎ 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な保護を行います。
- ◎ 保育が必要な子どもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- ◎ 保育が必要な病気の子どもの、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
19 地域子育て支援拠点施設設置か所数【再掲】	市町からの報告を踏まえ 記入（精査中）	〇〇か所	子育て支援課
22 ファミリー・サポート・センターの設置か所数【再掲】			労政雇用課
38 利用者支援事業実施か所数			子育て支援課
29 一時預かり延べ利用者数【再掲】			子育て支援課
39 子育て短期支援（ショートステイ）実施市町数	7市町 (H30)	12市町 (R6)	子育て支援課
40 子育て短期支援（トワイライトステイ）実施市町数	2市 (H30)	11市 (R6)	子育て支援課
28 延長保育の実利用者数【再掲】	市町からの報告を踏まえ 記入（精査中）		子育て支援課
30 病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数【再掲】			子育て支援課